

○羽島市後援等名義使用承認取扱要綱

平成20年3月14日

告示第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体又は個人が主催する事業に対して、羽島市の後援、共催及び協賛（以下「後援等」という。）の名義の使用（以下「後援等名義使用」という。）を承認する場合の基準及び手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(名義の種類及び範囲)

第1条の2 市長の承認により使用できる名義は、「羽島市」とする。

2 後援等の名義の種類及びその内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同すること。
- (2) 共催 主催者と共同して事業を執行すること。
- (3) 協賛 事業の趣旨に賛同し、その開催について協力すること。

(承認の基準)

第2条 後援の名義の使用を承認する事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市のイメージアップにつながるもの及び広報宣伝活動に効果が期待できるもの
- (2) 事業の目的、内容及び主催者が明確なもの
- (3) 広く市民を対象とするもの
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が適当と認めたもの

2 共催の名義の使用を承認する事業は、市が主催者と共同して執行する事業で、前項各号に規定する要件を満たすものとする。

3 協賛の名義の使用を承認する事業は、市が開催に関して協力を行う事業で、第1項各号に規定する要件を満たすものとする。

4 前3項の規定に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、後援等名義使用の承認を受けることができない。

- (1) 特定の党派、宗教及び宗派を支持支援する事業と認められるもの
- (2) 公共性を有しないもの
- (3) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするもの
- (4) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの
- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- (6) 主に営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (7) 市行政の運営に支障を来たすもの
- (8) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの
- (9) その他後援等名義使用の承認を行うことが不相当と認められるもの  
(後援等名義使用)

第3条 後援等名義使用の承認を受けた事業の主催者は、市が後援等をしている旨を当該事業に関する発行物等に表示し、又は公表することができる。

(申請手続き)

第4条 後援等名義使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業開催日の1箇月前までに後援等名義使用承認申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に定める書類を添付して市に提出しなければならない。なお、料金を徴収する事業の場合は、収支予算書を添付しなければならない。

- (1) 事業の目的及び内容がわかるもの
- (2) 主催者等の活動を明らかにするもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(後援等名義使用の承認)

第5条 市は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、承認するときは後援等名義使用承認通知書（別記第2号様式）により、承認しないときは後援等名義使用不承認通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市は、前項の規定による承認をする場合において、必要に応じて条件を付すことができる。

(変更等の届出)

第6条 前条の規定により承認を受けた者は、当該決定に係る申請書の記載事項に変更が生じたとき又は事業を中止するときは、速やかに後援等名義使用承認申請書記載事項変更等届出書（別記第4号様式）により、市に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第7条 市は、第5条の規定により後援等名義使用を承認した事業について次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その承認を取り消すことができる。この場合において、当該取消しによって生じる損失は、一切補償しない。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったとき。

(2) 第2条第1項から第3項までに規定する要件に該当しなくなったとき又は同条第4項各号の規定のいずれかに該当したとき。

(3) 主催者が第5条第2項の規定による条件に違反したとき。

(4) 前条の規定による中止の届出があったとき。

2 前項の規定により後援等名義使用の承認を取り消したときは、後援等名義使用承認取消通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

3 後援等名義使用の承認を取り消された者は、交付を受けた後援等名義使用承認通知書を返還しなければならない。

（事業の実施報告）

第8条 申請者は、事業終了後1箇月以内に後援等名義使用承認事業実施報告書（別記第6号様式）を市に提出しなければならない。

2 事業が料金を徴収するものであった場合は、前項の事業実施報告書に収支報告書を添付しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月15日告示第308号）

この告示は、令和3年11月15日から施行する。

附 則（令和3年11月30日告示第314号）

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日告示第38号）抄

（施行期日）

1 この告示は、令和6年3月15日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第80号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月14日告示第38号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の羽島市後援等承認事務取扱要綱の規定は、施行日以後の

後援等の承認申請に係る後援等の承認から適用し、施行日前の後援等の承認申請に係る後援等の承認については、なお従前の例による。